

台帳に地番が無くても、「農振農用地からの分筆による枝番」の場合は、その枝番も農振農用地です！

台帳に下記のとおり記載があった場合、

地区・区域	小字名	地番
〇〇町	□□	1, 2, 3, 4, 5-1 の内 500 m ²

例1：〇〇町□□1-1 は農振農用地か？

〇〇町□□1-1 の地番自体は台帳に載っていないが、〇〇町□□1 からの分筆の可能性があるので、**登記簿を確認しないと判断できません。**

例2：〇〇町□□5-2 は農振農用地か？

〇〇町□□5-2 の地番自体は台帳に載っていないが、〇〇町□□5-1 からの分筆の可能性があるので、**登記簿を確認しないと判断できません。**

【例2の具体例】

5-1 の面積が 1,100 m² であり、そのうち 600 m² を宅地へ転用したいというケースを考えます。

①農振除外の手続き時には「5-1 の 1,100 m² の内 600 m² を除外」と申請されました。この場合、上記の表のように台帳には「5-1 の内 500 m²」が農振農用地であると記載されることとなります。

②その後、農地転用の手続き時に 5-1 (1,100 m²) を 5-1 (600 m²) と 5-2 (500 m²) に分筆し、5-1 (600 m²) を転用して宅地に地目変更されました。(5-2 は農地のまま。) この場合、5-1 を 5-1 と 5-2 に分筆したという情報は農振農用地の台帳に反映されません。

上記の経過の場合、台帳に記載の「5-1 の内 500 m²」と登記簿に記載の「5-2 (500 m²)」は同義であり、**5-2 は台帳に記載は無いが農振農用地と判断できます。**